

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月12日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.106】

浦和事件加害者・梁次氏を革マル幹部と信じるに相当の理由あり！

引き続き「週刊現代裁判」の判決について検証を進める。本号では、原告である梁次邦夫氏（JR浦和電車区事件裁判被告）が革マル派幹部であることの真実相当性に関する裁判所の判断について検証したい。

第3 争点についての判断 3争点(3)について (6)本件記事部分5

ア 原告梁次が革マル派幹部であるとの事実が重要な部分について真実であるか、又は被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)において、これが真実であると信ずるについて相当の理由があるかどうかを検討するに、上記(1)の取材経過にかんがみ、被告西岡又はKが本件記事部分5を執筆又は編集するに当たって依拠した資料としては、以下のものがあると認められる。

(ア) 国会の会議録 丙5によれば、平成14年11月6日開催の第155回国会衆議院内閣委員会第4号会議録には、奥村萬壽雄警察庁警備局長が、政府参考人として、西村眞悟委員の質問に対し、浦和電車区事件に関し、同月1日に革マル派活動家を含む被疑者7名を通常逮捕したこと、この被疑者の中に、警察において革マル派活動家と見ている者が1人いること、ほかに、被害者を脅迫する過程で、俺は革マル派だというような発言を行った者が1人いることをそれぞれ回答したことが認められる。丙6によれば、同年12月4日開催の第155回国会衆議院国土交通委員会第6号会議録にも、同局長が浦和電車区事件に関し革マル派活動家を含む被疑者7名を通常逮捕したことを回答したことが認められる。

(イ) 内閣総理大臣の答弁書 証拠によれば、参議院議員山下八洲夫の質問書に対する内閣総理大臣小泉純一郎の答弁書に、浦和電車区事件の被疑者として逮捕された者の中に、革マル派活動家とみられる者がいると承知しているとの記載があることが認められる。

(ウ) 警察による発表等 証拠によれば、警視庁公安部は、浦和電車区事件に関し、原告梁次らを逮捕した際に、革マル派幹部の原告梁次を含む7名を通常逮捕したと発表したこと、新聞社各社がそのことを報道したことが認められる。

(エ) 原告梁次についての逮捕状等の記載 証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告梁次に対する逮捕状と原告梁次の保釈請求に対する検察官の意見書には、いずれも、原告梁次が革マル派構成員であると記載されていたことが認められる。

(オ) A及びBからの聴取内容等 証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告西岡は、A及びB(注:警視庁関係者)から、原告梁次が革マル派の幹部であると聞いたことが認められる。また、丙97によれば、本件リストに原告梁次の氏名が記載されていることが認められる。

イ 以上の事実を照らすと、警視庁、警察庁及び検察庁等が原告梁次を革マル派幹部であると認識し、正式にこれを発表したということができるところ、このような発表の内容に疑問を生じさせる事情がある場合は格別、そうでない限りは、発表された事実が真実であると信じたとしても相当の理由があると考えらるべきである。したがって、本件記事部分5を執筆し又は編集した被告西岡及びKにおいて、原告梁次が革マル派幹部であると信ずるについて相当の理由があるというべきである。

本間氏は「梁次氏はJR革マル派のカンパの集金担当者」と陳述

すでに本情報「No.8」で、元東労組中央執行委員の本間雄治氏が、革マル派へのカンパを集約する会議に、梁次氏が東京地本の北の支部のJR革マル派「財政担当者」として出席していたと「週刊現代裁判」の陳述書に記載したことを紹介し、同氏が革マル派構成員で「マングローブ」の一員である可能性が高いことを検証した。裁判所は、梁次氏が革マル派幹部だと信じるに十分な理由があると明確に述べた。JR総連らが裁判をすればするほど、彼らと革マル派との関係の真実相当性を示す判例が出されるのは、実に興味深い。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>